

千葉県水道局中期経営計画事業等評価委員会の公開に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、千葉県水道局中期経営計画事業等評価委員会（以下「委員会」という。）の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 委員会の会議の公開については、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）第27条の3の規定によるものとする。

(公開の方法)

第3条 委員会の会議の公開は、会場の大きさによりあらかじめ傍聴定員を定め、会場に一定の傍聴席を設けることにより行う。

2 傍聴者には、会議資料を提供するよう努めるものとする。

3 会議を公正・円滑に運営するため、傍聴者には別紙「傍聴要領」を交付し、会場の秩序維持に努めるものとする。

(会議開催の周知)

第4条 委員会の会議を開催するに当たって、事前に開催日時、会議名、議題、開催場所、問い合わせ先等（担当課、連絡先、傍聴定員、傍聴手続方法）を、県ホームページに掲載するとともに、その他適切な方法により県民等への周知を図るものとする。

(会議結果等の公表)

第5条 委員会の会議結果等については、原則公表とし、会議終了後、県ホームページに、その概要を掲載するものとする。

附 則

この要領は、平成19年2月22日から施行する。